



平成25年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者名 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号：3782)
問合せ先 取締役管理担当 貞方 渉
電話番号 052-955-5720
(URL <http://www.dds.co.jp>)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月14日開催の当社取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。また、平成19年11月27日全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、1株につき100株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年12月31日(火)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年12月30日(月))の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数(平成25年12月31日現在)

株式分割前の発行済株式総数	:	321,753株
今回の分割により増加する株式数	:	31,853,547株
株式分割後の発行済株式総数	:	32,175,300株
株式分割後の発行可能株式総数	:	124,600,000株

* 上記発行株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 : 平成25年12月13日(金曜日)
分割の基準日 : 平成25年12月31日(火曜日)
分割の効力発生日 : 平成26年1月1日(水曜日)

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても平成26年1月1日以降、次のとおり調整されます。

(単位:円)

	調整前行使価額	調整後行使価額
第5回新株予約権	6,083円	61円
第6回新株予約権	19,575円	196円
第3回新株予約権(第三者割当)	78,500円	785円

3. 単元株制度の概要

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水曜日)

(参考) 平成25年12月26日(木曜日)をもって、東京証券取引所における当社株式売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条2項及び第191条の規定に基づく取締役会の決議により、平成25年1月1日(火)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(ア) 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

(イ) 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

(ウ) 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(エ) 現行定款第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線部分に変更部分を示しております。）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 1,246,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>124,600,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第48条（条文省略）	<u>第8条～第49条（現行どおり）</u>
新設	(附則) 第6条の変更および第7条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げの効力発生日は平成26年1月1日とする。 なお、本附則は効力発生日をもって、削除する。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水曜日)

以上